

別添 2

○総務省告示第 号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条の四第八号の規定に基づき、同一人に属する他の基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行う基幹放送局（同条第三号及び第五号から第七号までに掲げるもの並びに基幹放送用周波数使用計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十一号）第四の四に規定する周波数を用いる補完中継局を除く。）であつて公示する期間内に申請することを要するものの送信設備の設置場所、周波数及び空中線電力を次のように定める。

平成 年 月 日

総務大臣 新藤 義孝

送信設備の設置場所		周波数	空中線電力
北海道	函館市、留萌市、上川市、名寄市、檜山振興局せたな町、後志総合局 振興局、岩内市、上川市、名寄市、富良野市、高振興局浦河町及び 遠軽町、興振総合局	85MHz以下 88MHz以上	20W超
岩手県	盛岡市、胆沢郡		
宮城県	気仙沼市		
秋田県	大館市		

山形県	山形市、寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、東村山郡、西村山郡、北村山郡及び最上郡
福島県	いわき市
茨城県	つくばみらい市及び猿島郡
群馬県	藤岡市
埼玉県	熊谷市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市及び吉川市
千葉県	勝浦市、鴨川市、八街市及び印西市
神奈川県	南足柄市
石川県	小松市、加賀市、白山市、野々市市及び能美郡
福井県	小浜市、あわら市及び坂井市
山梨県	上野原市、南都留郡及び北都留郡
長野県	飯田市及び茅野市
岐阜県	高山市、中津川市及び郡上市
静岡県	浜松市、島田市、磐田市、掛川市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、御前崎市、菊川市、牧之原市、賀茂郡、駿東郡、榛原郡及び周智郡
三重県	尾鷲市及び伊賀市
滋賀県	大津市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、

	野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、蒲生郡、愛知郡及び犬上郡
京都府	京都市、宇治市、亀岡市、乙訓郡、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、乙訓郡、久世郡、綴喜郡及び相楽郡
大阪府	大阪市、堺市、岸和田市、枚方市、松原市、池田市、八尾市、泉野市、富田、高槻市、貝塚市、守口市、長野市、摂津市、狭山市、高石市、阪南市、藤井市、泉佐野市、箕面市、大田原市、寝屋川市、河内門、交野市、内閣、泉北郡、泉南郡、及野南河内郡
兵庫県	神戸市及び川辺郡 神戶市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田
奈良県	奈良市、大和高田市、大和郡山口市、天理市、橿原市、山辺郡、桜井市、五條市、磯城郡、宇陀郡、高市郡、葛城郡及び吉野郡
和歌山県	橋本市、紀の川市、岩出市及び伊都郡
広島県	広島市、三原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡及び山県郡
山口県	下関市、萩市、岩国市、柳井市、大島郡及び玖珂郡
愛媛県	新居浜市及び西宇和郡
高知県	高知市、安芸市、南国市、土佐市、香南市、香美市、安芸郡、土佐郡、吾川郡及び高岡郡

福岡県	八女市、三潞郡及び八女郡		
佐賀県	三養基郡		
宮崎県	延岡市		
鹿児島県	枕崎市		
沖縄県	宮古島市及び島尻郡		
北海道	小樽市	85MHz以上 89.9MHz以下	20W超
青森県	むつ市		
岩手県	西磐井郡		
宮城県	栗原市		
山形県	東置賜郡		
福島県	南相馬市		
茨城県	上浦市、取手市、古河市、牛久市、石岡市、つくば市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、守谷市、常総市、筑西市、土間市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、鹿嶋市、川口市、潮来市、神栖市、方市、鉾田市、美玉市、東茨城郡、稲敷郡、桜城郡、及び北相馬郡		
栃木県	栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、那須塩原市、塩谷郡		
群馬県	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、渋川市、みどり市、		

宮城県	仙台市、石巻市、塩竈市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、亘理市、登米市、東松島市、大崎郡、遠田郡及び牡鹿郡
秋田県	湯沢市
山形県	鶴岡市
福島県	会津若松市、相馬市、伊達市、伊達郡及び相馬郡
栃木県	那須郡
埼玉県	南埼玉郡
千葉県	旭市
神奈川県	横須賀市、平塚市、茅ヶ崎市及び逗子市
新潟県	上越市
富山県	富山市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、射水市、中新川郡及び下新川郡
石川県	七尾市及び鹿島郡
福井県	大野市
山梨県	甲府市、山梨市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、甲州市、中央市、西八代郡、南巨摩郡及び中巨摩郡
長野県	諏訪郡

岐阜県	多治見市、関市、美濃市、羽島市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、安 可児市、山県市、本巣郡、加茂郡及び可児郡
愛知県	名豊市、豊長額、古田、屋市、海久、一宮市、尾大進、瀬戸市、春日市、井常市、滑尾市、江旭市、津島市、小浜市、刈谷市、稲倉あ及び
三重県	津市、桑名市、亀山市、桑名郡、員弁郡及び三重郡
広島県	呉市、尾道市及び三次市
山口県	宇部市、山口市、防府市、下松市、光市、周南市及び熊毛郡
徳島県	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、 三好市、勝浦郡、名東郡、名西郡、板野郡及び三好郡
香川県	東かがわ市
愛媛県	宇和島市及び大洲市
高知県	土佐清水市
福岡県	飯塚市、豊前市、宮若市、嘉麻市、鞍手郡、嘉穂郡及び築上郡
長崎県	長崎市、島原市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、西彼杵郡、 東彼杵郡及び南松郡
熊本県	人吉市及び天草郡

大分県	佐伯市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、国東市及び東国東郡		
鹿児島県	鹿児島市、指宿市、垂水市、薩摩川内市、日置市、霧島市、南九州市、姶良市、姶良郡及び肝属郡		
沖縄県	八重山郡		
北海道	深川市、空知総合振興局妹背牛町、空知総合振興局雨竜町及び留萌振興局増毛町	88MHz以上 89.9MHz以下	20W超
岩手県	九戸郡		
宮城県	本吉郡		
秋田県	能代市		
福島県	南会津郡		
新潟県	新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、蒲原市、十日町市、見附市、村上市、燕市、妙高市、五泉市、佐渡市、北蒲原郡、西蒲原郡、南蒲原郡、三島郡、中魚沼郡、刈羽郡及び岩船郡		
岐阜県	岐阜市		
愛知県	半田市及び安城市		
三重県	松阪市、多気郡及び度会郡		
兵庫県	姫路市、加古川市、三木市、小野市及び揖保郡		
鳥取県	日野郡		

島根県	浜田市		
岡山県	岡山市、倉敷市、玉野市、井原市、総社市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、和気郡、都窪郡、浅口郡、小田郡、勝田郡及び加賀郡		
広島県	福山市		
徳島県	海部郡		
香川県	高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、小豆郡及び仲多度郡		
愛媛県	南宇和郡		
高知県	室戸市		
長崎県	諫早市、大村市及び対馬市		
熊本県	天草市		
大分県	大分市、別府市、日田市及び速見郡		
宮崎県	西臼杵郡		
鹿児島県	曾於市、いちき串木野市、南さつま市、鹿児島郡、薩摩郡及び曾於郡		
全国		90MHz以上 94.9MHz以下	20W超